第十二条の三第二項第二号及び第十二条の十一第四号	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第十二条の十一第三号	第十二条の五第四項	第二十四条第二項において準用する第十二条の五第四項
	第十二条の二第二項第一号又は第二号	第二十四条第二項において準用する第十二条の二第二項第一号又は第二号

（受験資格）

第三十一条　（略）

2　（略）

3　第十二条の二から第十二条の十一までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、これらの規定中「第十条第二項」とあるのは「第三十一条第二項」と、「適性診断」とあるのは「講習」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十二条の三第二項第二号及び第十二条の十一第四号	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第十二条の十一第三号	第十二条の五第四項	第三十一条第三項において準用する第十二条の五第四項
	第十二条の二第二項第一号又は第二号	第三十一条第三項において準用する第十二条の二第二項第一号又は第二号

第十二条の三第二項第二号及び第十二条の十一第五号	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第十二条の十一第三号	第十二条の五第四項	第二十四条第二項において準用する第十二条の五第四項
	第十二条の二第二項第一号又は第二号	第二十四条第二項において準用する第十二条の二第二項第一号又は第二号
第十二条の十一第四号	第十二条の六	第二十四条第二項において準用する第十二条の六

（受験資格）

第三十一条　（略）

2　（略）

3　第十二条の二から第十二条の十一までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、これらの規定中「第十条第二項」とあるのは「第三十一条第二項」と、「適性診断」とあるのは「講習」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十二条の三第二項第二号及び第十二条の十一第五号	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第十二条の十一第三号	第十二条の五第四項	第三十一条第三項において準用する第十二条の五第四項
	第十二条の二第二項第一号又は第二号	第三十一条第三項において準用する第十二条の二第二項第一号又は第二号
第十二条の十一第四号	第十二条の六	第三十一条第三項において準用する第十二条の六